

日立サステナブルエナジー株式会社「(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業
環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和3年3月18日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業環境影響評価準備書」について、日立サステナブルエナジー株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、宮城県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 宮城県刈田郡七ヶ宿町及び白石市
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出 力 : 最大23,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成30年 4月 6日
環境大臣意見受理	平成30年 6月22日
経済産業大臣意見発出	平成30年 7月 5日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成30年12月 7日
住民意見の概要等受理	平成31年 2月20日
福島県知事意見受理	平成31年 3月27日
宮城県知事意見受理	令和 元年 5月20日
経済産業大臣勧告発出	令和 元年 6月 3日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 2年 6月26日
住民意見の概要等受理	令和 2年 9月15日
宮城県知事意見受理	令和 3年 1月13日
環境大臣意見受理	令和 3年 1月29日
経済産業大臣勧告発出	令和 3年 3月18日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内、野田
電 話:03-3501-1742(直通)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

○事後調査について

- (1) 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。
- (2) 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。
- (3) 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

○累積的な影響について

本事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業の情報収集に努め、累積的な環境影響を踏まえた適切な予測及び評価を行うこと。

2. 各論

(1) 風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測結果について、事業者が参考とした参照値を複数地点において超過している。

このため、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 評価書の作成までに、風力発電設備の配置について、更に詳細な検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、環境保全措置を検討・実施すること。また、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、風車の影による生活環境への影響が生じる住居への事前説明を十分に実施すること。

イ 適切に事後調査を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 植物に対する影響

対象事業実施区域の一部において、工事用・管理用道路の新設により、自然度の高い植生であるハンノキ群落を改変する計画となっていることから、専門家等からの助言も踏まえ、既存道路の活用、工事用・管理用道路の設置場所の見直し等により、自然度の高い植生の改変を回避又は極力低減すること。

(3) 動物に対する影響

ヤマコウモリの一種について、重要な種として適切に予測及び評価すること。

(4) 景観に対する影響

グリーンパーク不忘及び川原子ダムにおける眺望景観への影響について、適切に再評価すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。